

平成 3 0 年

総務委員会会議録

と き 平成30年10月29日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年10月29日（月） 午前10時00分～午後0時22分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 新妻さえ子君
委員 高橋伸明君 委員 中塚亮君
委員 いながわ貴之君 委員 須貝行宏君
委員 吉田ゆみこ君 委員 松澤利行君

出席説明員 桑村副区長 中山企画部長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野計画担当課長
品川財政課長 小林施設整備課長
中元広報広聴課長 木村報道・プロモーション担当課長
山本情報推進課長 榎本総務部長
米田参事(総務課長事務取扱) 島袋人権啓発課長
黒田人事課長 立木経理課長
伊東税務課長 齋藤会計管理者
秋山選挙管理委員会事務局長 小川監査委員事務局長
久保田区議会事務局長

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、「請願・陳情審査」、「報告事項」、「その他」を予定しております。

なお、本日お手元に平成30年陳情第14号の写しを配付しております。これは議長から参考送付を受けたものでありますので、後ほど各自ご覧ください。

今日は免震オイルダンパーを見学いたしますので、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 請願・陳情審査

(1) 平成30年請願第15号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

(2) 平成30年請願第16号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

○伊藤委員長

では、予定表1の請願・陳情審査を行います。

(1)の平成30年請願第15号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願、および(2)の平成30年請願第16号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願の2件につきまして、関連する内容のため、一括で議題とします。これら2件は同一内容のため、一括して説明・質疑を行い、採決につきましても一括して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

両件は初めての審査になりますので、書記に朗読をさせます。

まず、第15号、第16号の順に件名、請願者、紹介議員等を読み上げ、次に本文の朗読を行います。本文は同一の内容のため、朗読は一度だけ行います。

それでは、よろしくお願いいたします。

[書記朗読]

○伊藤委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○伊東税務課長

平成30年請願第15号および第16号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願につきまして、ご説明させていただきます。なお、固定資産税、都市計画税につきましては、地方税法では市町村の税目に位置づけられているものでございますが、東京都特別区の区域内におきましては、特例にて東京都が賦課徴収する税目となります。

東京都主税局が発行しております『ガイドブック都税』平成30年度版に掲載されております平成30年度の固定資産税・都市計画税における都独自の軽減措置について、該当項目を抜粋し、資料として配付させていただいております。

今回の請願に係る内容につきましては、東京都におきまして平成30年度まで措置が延長されており

ます。今回の請願につきましては、平成31年度以後も継続を求めるものでございます。

それでは、資料に記載の順に説明させていただきます。

1点目でございます。小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置の継続としてございます。請願にありますとおり、定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的といたしまして、昭和63年度に東京都の独自の措置として制度化されております。以来、平成30年度まで軽減措置を継続しているものでございます。

軽減措置の内容といたしましては、住戸1戸につき200㎡までの小規模住宅用地に係る都市計画税について、税額の2分の1を軽減するというものでございます。

次に2点目、小規模非住宅用地に対する固定資産税および都市計画税を2割減額する減免措置についてでございます。平成14年度に東京都の独自の制度として創設されていまして、特別区の区域内の非住宅用地の過重な負担の緩和や、昨今の経済状況下における中小企業等を支援するということで実施しているものでございます。

対象要件でございますけれども、一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるものうち、200㎡までの部分につきまして、固定資産税および都市計画税を2割減免するというものでございます。ただし、個人または資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限られております。

3点目、商業地等における固定資産税および都市計画税について、負担水準の上限を65%まで引き下げる措置についてでございます。負担水準の不均衡の是正と、特に全国に比べ過大となっております23区の商業地等の負担の緩和を図るものでございます。

負担水準といいますのは、固定資産税の評価額等に対する前年度の課税標準額の割合でございまして、例えば土地の評価額が1億円で、前年度の課税標準額が7,000万円といたしますと、その割合は負担水準70%ということになります。これは、負担水準を70%まで減ずるという地方税法上の措置で、全国一律の制度でございます。この取り扱いに対しまして、特別区内の商業地等につきましては東京都の独自の措置として、平成17年度に負担水準の上限を70%から65%まで引き下げる措置を行っているものでございます。このことによりまして課税標準額が下がりますので、税額が軽減されるというものでございます。

影響額でございますけれども、資料の右下のほうにそれぞれございますが、都によりますと、平成29年度の実績で、1点目の小規模住宅用地に対する軽減措置では、品川区においては対象が約6万件、金額で13億4,000万円でございます。2点目の小規模非住宅用地に対する減免措置は、品川区においては対象が6,300件、金額で6億3,000万円でございます。3点目の商業地等の負担水準上限引き下げ減額措置では、品川区におきましては対象が8,000件、金額で3億円ということでございます。

23区での総額といいますと、合わせて約630億円でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

両請願につきましてご質疑、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。小規模事業者にとって、この制度が継続されることは非常にプラスになるということ、地域を回っていてもそういう方がいらっしゃるの、すごく理解できて、本当にありがたい制度だと思っております。

先ほど課長がおっしゃったように、これは東京都独自の制度だと思うのですが、23区外の場合と申しますか、23区外でもこういう請願を出しているのか。これは東京都に意見書をということで、請願者は青色申告会なのですが、例えば23区外青色申告会は、各市町村に対してこういったものが出ているのか、あくまでもこれは23区だけなのかどうなのかというのが1点です。

それと、この請願は、ずっと採択されてきていて、毎年、これに携わる方というのは、ぜひ次も軽減措置の継続を求める意見書を出してくれということなのですが、ここまで来れば恒久的なものにしてもいいのかなという思いで、過去の総務委員会でいつも質問をさせていただいております。なかなかその辺について品川区としてお答えはできないと思うのですが、品川区の思いはどういうものなのかお聞かせいただきたいと思います。

○伊東税務課長

23区外というところがございますけれども、基本的には市町村で課税しているということになりますので、このことはちょっと外れているのかなと思います。都での審議と申しますと、23区内は特例ということで触れていますが、都独自の軽減という言い方をしておりますので、多分、23区という区域までと思います。正確なところはちょっと。

それと、恒久的ということでございますけれども、この間、都に毎年このような請願が出て、都で判断して、軽減措置を継続しています。基本的には地方税法上は、先ほど言ったように市町村の税目でございますけれども、その中で東京都として、そういう要請があるということで減免措置をしているものでございます。

ただ、地方税法改正とかの中で、そちらである程度クリアできればいいと思うのですが、なかなか全国一律ということでの改正というのは難しいかなと思いますので、その中では、その時々地価変動を都が判断して、継続とか、場合によっては廃止とか、そういうことも考えているのかなと思っています。

○いながわ委員

ありがとうございます。今、課長から廃止という話が出ましたが、それはぜひ考えないでいただきたい。それは、先ほども申し上げたように、小規模事業者にとっては品川区、23区全体に言えることですが地価は高いですし、それなりに賦課される税金も多いと思いますので、この軽減措置は必要不可欠だと思っています。ぜひ強い発信力で、品川区も東京都に対して意見書を提出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○中塚委員

請願は区議会に意見書を出してほしいという中身でありますけれども、ぜひ品川区としても東京都に対して軽減措置の継続を求めていただきたいと思うのです。小規模住宅用地に対する軽減措置、小規模非住宅用地に対する減免措置、商業地等の負担水準上限引き下げ減額措置を平成31年度以降も継続してほしいということですが、品川区としても東京都に対して求めていくことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○伊東税務課長

この話は区の方にも声が届いているという状況でございます。機会を見まして、東京都にはお話しすることを考えておりますけれども、具体的にいつの時点で、どういう形というのは言えないとこ

ろでございます。

○中塚委員

東京都にお話しをするということですが、品川区からも、また23区からもこういう意見が上がっているということ、東京都に伝えることは必要だと思うのですが、伺ったのは、品川区としても、この3つの軽減措置の継続が必要ではないかということ、東京都に伝えることが必要ではないかということですので、改めていかがでしょうか。

○伊東税務課長

お話しは伝えると申し上げましたけれども、もともと現状の制度では、東京都が賦課徴収する形になってございますので、こちらからというよりは、周りからのお話しが東京都に集まった中で、東京都が判断されるのかなと考えております。

○中塚委員

もちろん、東京都が判断することだと思いますけれども、だからこそ品川区としても、これを継続してほしいと東京都に要望を上げる必要があると思います。請願の本文に、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により、危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされているとありますけれども、そのとおりだと思います。この3つの軽減措置の継続というのは欠かせないと思いますので、区としても東京都にこのことを伝えていただきたいと、強く要望しておきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにもございますか。

○須貝委員

毎年この軽減措置の継続を求める意見書が出ております。ただ、おかしいと思うのは、路線価も、当時法整備ができたときから比べると、この都心部、23区内で相当値上がりしているのではないかと。それで、軽減がなければ、そのまま高い金額の都市計画税・固定資産税を、都民・区民が払っていくわけですが、実際に、上がっているのだとしたら、2分の1を軽減するというのは、逆に恒久化するの当たり前ではないか。

地価が当時これをつくったときから比べれば、相当上がっている。上がっているにもかかわらず、同じままで国民から税を徴収していくというのは、不思議な気がするのです。割合はそうなのだけれども、実際上がっているなら、もう地域として2分の1にして、都民負担、区民負担がちょうどいい金額・割合になると私は思うのですが、何で、固定資産税・都市計画税が当時できたままの税率で、維持されていかなければいけないのかなというのが不思議でならないのです。その辺について、どう思われますか。

難しい質問で恐縮なのですが、これが例えば区に還元して、区が固定資産税とか都市計画税を徴収して、区民にそのままお返しするという区の事業に使っていく、区民のために使われるというならわかるのですが、これを都が徴収するというのは、また別の意味で戻しているとは思いますが、だんだん納得できなくなってきたのです。意見書については毎年、こういう仕組みだから出していかなければしょうがないけれども、実際、路線価が、もう倍以上になっているのではないかなと思うので本当に不思議に感じるのですが、どう思われますか。

○伊東税務課長

委員ご指摘のとおり、この間は東京都の基準地価の動きですとか、地価公示価格の動きというところでは、最近のものを見ますと、今年は少し上がっているようでございます。

ただ、もともと地方税法については、国がいろいろと判断して、見直しとか対策はとられてきたところですが。確かに何年たっても同じような状況が続いているのかと思いますけれども、国もそれなりに対応すると思いますけれども、現状ではやはり東京都が23区の状況ということで、東京都でそれぞれ判断すると思います。

○須貝委員

だんだん声小さくなって。これは東京都の話なので、確かにつらいですね。ただ毎年こうやらなければいけないのは、何か腑に落ちないところもあるのですが、その都度、チャンスがあれば都に話しを持っていき、先ほどほかの委員からありましたけれども、恒久的な仕組みになればありがたいなと思います。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年請願第15号および第16号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

結論を出すをお願いいたします。それで、採択をお願いします。

○新妻副委員長

結論を出す、採択をお願いいたします。

○中塚委員

第15号、第16号、ともに結論を出すということと、採択をして、都に意見書を提出すべきだと思います。

○いながわ委員

結論を出すということで、先ほども申し上げたように、私の思いとしては、近い将来、恒久的なものになることがよろしいのではないかなと思いますので、ぜひそういう思いの中で、しっかり東京都に意見書を出していただきたいと思います。採択です。

○須貝委員

本日結論を出すということと、採択ということをお願いします。

○吉田委員

本日結論を出すということで、両案件とも採択をお願いします。

○松澤委員

結論を出すということで、採択をお願いします。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、平成30年請願第15号および第16号は、結論を出すことに決定いたしました。

それでは、平成30年請願第15号および第16号の両件についてお諮りいたします。

両件を採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、両件は採択と決定いたしました。

なお、この両請願は意見書の提出を求めるものであります。意見書につきましては、明日の委員会でお諮りしたいと思っています。

また、意見書の案文につきましては、正副にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。さよう進めてまいります。

(3) 平成30年陳情第15号 正しい公文書の情報管理と開示を求める陳情

○伊藤委員長

次に、(3)平成30年陳情第15号、正しい公文書の情報管理と開示を求める陳情を議題に供します。

本日、初めての審査になりますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○伊藤委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○米田総務課長

公文書についてですが、区行政のさまざまな活動記録のため、紙面であったり電磁媒体によって、作成・取得・保管している文書を適正に管理することを基本としているものでございます。そのためのシステムといたしまして、昭和の時代からあります紙によるファイリングシステム、文書保存のシステムに加えて、平成15年度より、段階的にはありますが、文書管理システムというものを導入してございます。

現状においては、先ほど文書の番号というのがありましたけれども、文書の收受番号だったり、発送番号とか、あるいは起案作成等については文書管理システムを使用しているものでございます。ただ、全ての文書のやりとりが電子ベースでできているわけでもございません。必要に応じて、あるいは先方からいただくものが紙であるという場合につきましては、紙による保管ということで、ファイリングシステムをあわせて活用しているものでございます。

陳情にありますものは、いわゆる文書管理システム、これは内部向けのシステムではございますけれども、それを外部にも公開して、陳情中では公文書リストということになっておりますけれども、そういうものを、ホームページ等で公開すべきではという趣旨だろうと思います。

現在、区の考え方といたしましては、文書管理の電子化を、申し述べましたように、徐々に進めているところでございます。現状、その文書管理システムが区民向けに閲覧されるという利用に供していないということは存じておりますけれども、他の自治体の状況も現状のところ、まちまちでございます。

これは、どこの自治体もそうだと思いますが、システム開発を行い、そして費用対効果だったり、あるいは使用頻度、それから進めていくに当たっての課題ということを勘案しながら、進めていく必要があると考えてございますので、こちらについては少しずつ、国や他自治体等の状況を見ながら研究を行っていく必要があると考えているものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。

まず1点目が、公文書管理という言い方が正しいのかどうか、わからないのですけれども、品川区において公文書管理は何を根拠に行っているのか。国の公文書管理法とか、法律もあろうかと思っておりますので、それをお伺いしたいのです。

それと、公文書の取り扱いについてですが、陳情の理由の中に、異なった数字がウェブサイトで公表されていたため云々と入っているのですけれども、こういう事実が本当にあったのか、またどういう意味なのか。数字は異なってはいけないような気がするのですけれども、異なると陳情には書いてあるので、そうすると公文書管理の仕方が、しっかり行き届いていないということになってしまっているのではないかと思っているので、その辺がどうなのかなというところ です。

それから公文書管理に関しては、品川区における公文書管理の正しいあり方を検討する会などの審議体または会議体があるのかどうかを、お聞かせいただきたいと思っております。

○米田総務課長

行政において、日々仕事を進めていく中でさまざまな文書等を取得したり、あるいは、こちらからお知らせするために文書を作成したりということで、種々文書を管理するものでございます。そちらについては、その過程だったり、どういうものを発信したかというものを、きちんと正しく記録しておくこと。それから、一定程度、その内容についての情報を区民の方と共有でき、区民の方の資源として活用することということがあろうかと思っております。それから、しばらく期間がたった後にも、この時代にこういうことを行っていたというような記録的な意味合い。そういう大きな3点の意味合いがあって、品川区としての文書管理を行っているものでございます。

それから、異なった数字の公表ということなのですけれども、端的に言ってしまうと、延べ人数と実人数との違いだったと聞いております。開示を求められたときに、実人員でお返ししたと。これは、取得した数字がそういう形であったということなのですが、取得の仕方が、いろいろなところから取得している中で、まちまちであったということから、そのあり方については今後、考えていこうということになっております。公表されていたものについては、実人数ということなので、数字としてはどちらも正しいということでは理解をしているものでございます。

それから、文書管理に伴う審議体というものですけれども、現状のところ、そういうものはあるものではございませんが、国から定期に通知等があったり、あるいは区内の行政において課題が生じたというときに、一定程度、私どもを中心に検討を行っていく必要があるのだろうと。これは常々行っていく必要があるとは思っておりますが、そういうものでございます。

○いながわ委員

最初の質問で、公文書を管理するに際して、公文書管理法が国で定められていると思うのですが、品川区がそれを遵守してどうこうというのではなく、品川区の通常の文書管理というのはこういうものだと、区民の資源としても使えるように管理をしていくというだけで、要するに公文書管理についての法の縛りとか、そういうのは全く品川区は関係なく、独自に行っているのかということを知りたかったのです。要は、「この法令をもとに品川区は文書管理をしていますよ」ということではないということではないのか

でしょうか。

○米田総務課長

国の公文書管理法は、平成23年からということで、かなり最近でき上がったものでございます。ただ、最近でき上がったものであったといたしましても、地方自治体はその趣旨に鑑みて、必要な措置等を講ずることが書かれておりますので、当然それを参照すべきということであろうと思います。

その中で、一部の自治体では、冒頭ありましたようなリストを公表するというところまで進めているところがあるかと思います。これは絶対的な縛りというものとは違いますが、当然その趣旨を踏まえて、活用していくべきであろうと思います。それを品川区においては文書取扱規程というものに落とし込みながら、あるいは手引等に落とし込みながら、事務を進めているものでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。例えば品川区は昔、荏原区・品川区で、いろいろな昔の公文書的なものも品川歴史館にあらうかと思えますし、全体の公文書管理というのはファイリングシステム、そして文書管理システムに照らし合わせて、しっかりと今後も管理をしていただきたい。

たしか八王子市か何かが、結構そういった会議体をつくって、いろいろ、どうあるべきかを検討されていて報告書がネット上に出ていましたけれども、もし今後いろいろな形でIT化を進めていくとか、そういうことを進めるのであれば、しっかりとした会議体をつくって、その中でどういう方向性が正しいかを、ぜひいろいろ議論していただきたい。先ほどいろいろ考えていかなければいけないということをおっしゃっていたので、ぜひそれは、公文書は区民の財産と言えるものだと思っていますので、しっかりと管理をしていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

この陳情についてなのですけれども、公文書の管理というのは、私は第2回定例会の一般質問で質問させていただきました。公文書の管理は、保存の仕方と、公文書の作り方と、両方から考えなければいけないというのがあって、そういう意味で質問をしたのですけれども、もうちょっと文書の作り方も品川区として、どういう形できちんとつくっていくべきかということとか、管理のあり方というのがきちんとあったほうがいいのではないかと思います。

先ほどのご説明の中で、徐々に進めていくというご答弁でしたけれども、現時点でどれぐらいの文書がIT化されて管理されていて、それで一定の目標が設定されているのではないかなと思うのですが、どれぐらいまでにそれをやっていくのか。過去の紙文書すべてとなると、かなり難しいだろうと思うのですけれども、日々新たにつくられていくような文書については、今どんな状況にあるのか。私自身ITにすごく疎い中で質問してしまい、質問の趣旨もわかりにくいかもしれませんが、よろしくお願いします。

○米田総務課長

お尋ねにありましたように、過去のものを取り込むというのは次の話だろうと思いますので、現状、処理を行っているものをどうしていくかということだろうと思います。そういった意味では、例えば、内部的な話になりますけれども、職員の出退勤といった勤怠管理、それから共通事務の一部、会計管理ですとかは共通事務なので、電子化というものを逐次進めているところです。勤怠管理等につきましては、昔ですと、例えば年次有給休暇申請簿ですとか、超過勤務命令簿ですとか、そういうものを紙で

作っていたのですけれども、それが全て電子で申請し、電子で決裁されるということで、紙は全てなくなっているという状況でございます。

その他、電子化を進めていくに当たっては、紙で残っていないと、なかなか事務処理上、円滑に回らないというものが一部見受けられますので、そういうところの電子化というのは、ならしていくということが必要だと思うのですが、最後までそのところをどう進めていくかということは残っていくだろうと思います。

それから、こちらから文書等を発出したり、あるいは収受したりということもありますが、そういうものが電子媒体で来るのか、それから電子媒体で送れるのか、場合によっては紙で来たときには紙で送らざるを得ないような状況、まだまだITというものになれ親しんでいない方もいらっしゃる、あるいはシステムにおいては、もし情報漏えいとかいうことがありますと、紙と比べ物にならないほど、そのダメージが大きいということもありますので、その辺のところはよく考えながら、できるものから進めていく。このようなスタンスでやっているところでございます。

その中では、まだ紙決裁、紙で印鑑で押してという稟議のものは、まだ多数残っていると認識はしておりますが、起案文書の件名などについては電子化で、例えば件名だったりということについてはシステムに入れていこうという動きがありますので、そういうできるところから進めているということで、まだ道半ば、目標年次は設定できない状況かなと思ってございます。

○吉田委員

わかりました。私はITそのものにそんなに詳しくないので、その範囲での理解ですけれども、それで、IT化されれば、今の品川区の公文書の問題が全て解決するかというと、私自身も本当にそれでいいのかというのは1つあるのですけれども、今ある情報をIT化して管理するということと、それから、こういうものは公文書としてつくって管理していこうというのが、両方あると思うのです。

例えば、きちんと公文書として残していこうというものについて、品川区全体で何かガバナンスといいますか、品川区としてはこう考えているということがあるのかどうか、それについても伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○米田総務課長

また別の規定にはなりますが、事案決定手続規程がございまして。そういうものの中で、意思決定権者が違うので、その中で誰が意思決定権者になるかというものを示しているものなのですけれども、その中で、こういうものについての決定権者はこうであるということもあります。当然そういうものについては、意思決定が必要になるということになりますので、そういう意思決定の部分が、まず文書管理の根幹なのだろうと思います。

それに付随して、対外的にお知らせしていくようなものであるかということについては、必然的にその意思決定の中で、添付書類として発生してくるものだと考えておりますので、まずはそのところがきちんと適正に行われているか、この辺のところが肝になるものだと思います。

○吉田委員

わかりました。それで、①の陳情の趣旨と陳情の理由が、私の中でこれだけでは結びつかなくて、陳情者の方に話しを伺いました。陳情者の方から某課について伺って、某課に確認にも行きました。某課の理事者が参加されていなかったの、委員会では聞けないなと思ったので、某課に伺いました。

これでおっしゃっているのは、社会福祉法人に委託している事業について、2つの社会福祉法人の事業実績について情報公開請求をしたところ、片方が実人数で出てきた。もう片方が延べ人数で出てきた。

先ほど実人数と延べ人数の違いだとおっしゃいましたが、そのとおりで、同時に出てきた文書の片方が実人数、もう片方が延べ人数でした。延べ人数のほうには延べと書いてあったのですが、片方には延べとも実とも書いていなかった。だから、当然その方は、片方に延べと書いてあるので、両方とも延べ人数だと理解をして、その後、それに基づいて監査請求を出されているのですが、そうしたら、後でパブリックコメントに対する回答の中で、両方とも実人数で出てきた。その前に手に入れた数字と当然違うわけです。情報公開請求は実人数と延べ人数、パブリックコメントでは実人数と実人数で出てきたので、これは違うのではないかと考えたところ、別の方が別のところから探して持ってこられたということなのです。

確かに、正確な文書ではないという言葉がどうなのかなというのがあります。所管課も、実人数・延べ人数については、それぞれ正しい文書だったので、こういう事実はありませんと、厚生委員会で前の陳情審査のときには言われたということなのです。でも、こちらが実人数で、こちらが延べ人数ですという説明はなかったわけです。そういうことで、先ほど、どういうものを実績報告として受け取って、保管して、開示していくかということについて、某課の中でも対応が違うわけです。パブリックコメントに対する回答のときは、延べ人数で回答した。片方は実人数と延べ人数で実績報告を受け取って、そのまま開示しているわけです。だから、どういう文書を公文書として管理していこうとしているのかということ、品川区としてどうお考えかを伺ったのです。

私は、この管理の仕方はどうなのかなと思いますし、私が一般質問で質問したのは、保育の事故報告についてです。私立保育園の事故報告と、区立保育園の事故報告の文書の管理の仕方が違うと。私立保育園は都に報告を出すために、きちんとその書式に合わせて公文書として管理している。一方、区立保育園は、園から上がってきた事故報告が積み上がっているだけなので、情報公開を求めたら、全部個人情報載っている文書なので、何十万にもなりますけれども、いいですかと言われたのです。このように、管理の仕方が私立保育園と区立保育園で違うのです。

それは所管が決めていくものなのか、それとも品川区全体として、一定の文書管理のガバナンスがあるべきなのではないかなと思ったので、ああいう質問になったのですが、まさにこの陳情者の方の問題意識と重なると思ったので、どういう文書を公文書として管理するのか。その解決方法がIT化なのかは、私にも判断がつかないのですが、文書管理のあり方として、品川区としてこういうふうに管理していこうというものがあるべきなのではないかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○米田総務課長

2つの事例をお示しになられたかと思いますが、1つ目のほうは、先ほど私も申し述べたとおりですが、報告書の統計のとり方、整理の仕方ということについてで、その当時持っていた文書としては、そうだったということなのだろうと思いますけれども、それをパブリックコメントにおいて、その必要性の中で、データをとり直したということがあるようでございます。これを機に、データの整理の仕方というのもの、一定程度、所属のほうで整えたということで、この辺はまさしく事務改善の一つだったのだろうと思います。

それから、もう一つの案件についても、データをどう整理していくかということについては、一定程度、その内容のお話も含め、所属のほうで、そのあり方や連絡の仕方について、改善を図っていると伺っております。基本的には情報の収集だったり、文書の収集だったりということになると思いますが、その収集等については、所属のほうでどういう形でとるのが適切なのかというのが、まず大前提にある

うかと思えます。

おそらく、今お話にあった案件が、仮に私どもの方に相談が来たとしても、自分たちの中でどういう形でお話しておくことが必要か、一定程度、整理した上で整合性があるものは必要だろうということで、お話はさせていただくものだろうと思えますが、もう少し大きな、根本的な文書管理の概念的なもので、改めなければならないものというのであれば、当然かかわっていく形になるかと思えます。ただ、今お話のあったものについては、基本的には所属のほうでとり方の判断、それは、所属のほうにも文書を取り扱う担当がおりますし、あるいは部の中にもおるわけですので、もしその中で対応しきれないようであれば、総務部のご相談を申し上げるという形だろうと思えます。

○吉田委員

今の現状はそういうことなのだろうなと思えますけれども、ここに出てきている某課の中では、最初の情報公開をしたときにデータを出してくれた人と、パブリックコメントのときにデータを出してきてくれた人は、違う職員なのです。時系列の問題で、パブリックコメントのときには既に、きちんと単位のそろった文書がそろっていたということだと思いますけれども、その辺、そろっていないものを情報公開として、そろっていないということにかかわりなく出してしまうということ自体が、管理としてどうなのかなというのをすごく感じますので、その辺のことはぜひ検討していただきたいと思えます。

そして、さきほど補足説明するのを忘れました。保育課では一般質問の前、情報公開を請求してそういう実態だということがわかった時点で、検討を進めていただいて、今は事故報告のあり方も少し改善していただいたと伺っていますし、この陳情でも、8月19日に陳情が出されていますので、この陳情を出した間、後半の部分の指摘に対しては、回答が出るまでに半年以上の期間を要しましたということと、課長のご答弁については誤りでしたというお詫びをいただいているということと、陳情者の方からも伺いました。これは担当の課長からも伺ったのですが、「開示後すぐにご指摘いただきましたので」ではなくて、「ご指摘後、すぐに開示をいたしましたので」と、語順を間違えましたと、私にも課長からのお詫びをいただきました。

言いたいのは、文書の抜けたものが、昨年12月に開示がされている。指摘されるまで、その抜けに気づかないで、指摘の後、初めて開示があったということについて、これも管理に問題があるのではないかというのが陳情者のご指摘だというふうに補足をさせていただきます。

先ほども言いましたけれども、IT化で全てが解決するのは、私にもわからないのですけれども、少なくともIT化を区議会も進めておりますし、IT化は文書の管理をしやすくする手段の一つとして検討していくべきなのではないかなということで、もしできましたら、今後の方向性ということで一言いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○米田総務課長

ご指摘のありました部分については、文書の適切な管理とともに、一定程度の説明責任、説明をきちんと行うということも、あわせて必要だったのではと思います。文書管理だけではなく、そういうことも含めて、行政というのは責任を果たしていかなければいけないと思っております。

それから、IT化による文書管理ですけれども、確かに紙ベースで保管しておくという形よりも、IT化を進めたほうが、今後の流れを見ますと、より適切な文書管理には至るものだと。当然、エラーもあるので、そのエラーをどう潰していくか、あるいは対外的な所で重大な間違いというものを、どう潰していくかということは当然あるのですけれども、その辺も十分加味しつつ、IT化というものは、今

までも平成15年に導入して以来、少しずつですが進めておりますので、一気に加速していくかどうかは周りの状況もありますが、他自治体等の状況も含め、陳情にある内容についても研究を行っていく必要があると考えているものでございます。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。私はIT化を推し進めていくというのは、本当に重要なことだと思うのですが、一方で今も区がやっているような紙ベースも必要なのではないのかなと私は思います。紙ベースのものにファイリングシステムを導入されておられると思うのですが、今現在から言うと、この現状で私はいいのかなと思います。

ただ、他の自治体、東京都を含めてですが、どのぐらいの区がやっているのか、それから、IT化に取り組んでいる区からみて、本区は遅れているのか、どうなのかというところを聞きたいと思います。

○米田総務課長

国は一律的に文書管理の中でシステムを構築されていて、東京都がやっているということについては存じあげております。23区ですとか都内の自治体レベルになりますと、今のところ、陳情にありましたようなリストの公開というものについては、10を超えるぐらいという認識をしております。そういった意味で、まだそう多くの自治体で、実施されているわけではないと感じているところでありますが、導入することによる課題なども含め、研究を行っていく必要はあるだろうと考えてございます。

○高橋（伸）委員

10の自治体ということで、港区とか、葛飾区とか、板橋区もやっていると思うのです。板橋区は廃校になった学校に公文書館を設置して、今現在取り組んでいるらしいのですが、板橋区では歴史的に重要な公文書などの資料を収集・保存する必要があったからこそ、そういうものを設置したと思うのですが、本区においては、こういった公文書の管理を求める声というのは、多くの区民が寄せられているのであれば、考えていかなければいけないことだと思うのですが、決して私は本区の多くの区民がそれを望んでいるのではないと思うのです。ですから、そういった要望、区民が情報を公開してくれというのは、区に寄せられているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○米田総務課長

今のところ、陳情の内容にあるような趣旨での声というものが聞こえてくるということではないと思っております。むしろ、お聞きするケースはほとんどないかということではございますが、その中でも、他自治体の動向等は見きわめる必要があると思います。

○高橋（伸）委員

ぜひほかの区の動向を見きわめながら、区としても研究をいろいろしていただきたい。これは要望であります。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○中塚委員

やりとりを聞いていまして、幾つか伺いたいのですが、まず区民が求めている情報や、その根拠となる公文書は、しっかり区が責任を持って示すという重要な役割があると思います。先ほど、区民からあまりそういう声を聞かないというお話がありましたけれども、公文書管理法がもう施行されておりますので、これに沿った品川区の公文書管理の具体化が、率直に言って進んでいない、遅れているというのが現状だと思います。

まず事実の確認として、先ほど、実人数と延べ人数ということで数字のとり方が異なっていたというお話がありましたけれども、なぜ区民に異なるものが示されたのか、その原因と対策についてお聞きします。また、陳情の中にあります指定管理書類一式の中から、抜け落ちていた文書があったということなのですけれども、その原因と対策についてもお聞きします。いずれにしても、しっかりとした文書管理システムを構築していくことが急がれていると思いますけれども、あわせて伺いたいと思います。

○米田総務課長

データを求めるときに、そのデータの詳細を突き詰めていけば、それが実人数か、延べ人数かということは、一定程度、承知していたのかもしれませんが、そういった団体からの報告を、そのまま準用していたということだろうと思います。それについては今後、件数とかの基準を統一化していくように職場でも改めているということで、分析と対策については一定程度行われていると考えております。

それから、指定管理書類一式の中で抜け落ちていたというのは、完全にそれを提供するのを失念していたというところのようですので、その辺については、一定程度適切な範疇であるという認識がありながらも、漏れていたということがあるようですので、その辺については、いま一度確認をとるという中で体制を構築していると所属から聞いているものでございます。決してたくさん出てくるわけではありませんが、そういう中で事案があれば、そのための善処ということで、所属のほうでも一定行っているということと理解しております。

○中塚委員

それぞれの課でしっかり対応していくということが大事だと思いますけれども、公文書の作成や整理や保存、また区民への説明について、一体化した仕組みをつくる責任というのは、総務課が旗を振る役割があるのかなと思うのですけれども、そういう意味で公文書の取り扱いに関する各所管への指示や研修や対応というのは、総務課が所管しているのか、確認させていただきたいと思います。

公文書管理法には目的が書かれ、それぞれ整理や保存についても明確にされていて、自治体との関係でも、先ほど参照すべきという形で答弁されましたけれども、この法律の第34条に、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないと書かれているのです。現状では、必要な施策の策定や、また公文書管理法の趣旨にのっとり実施するよう努めなければならないというところ、そこが今後の課題ではないのかなと思うのですけれども、その点、いかがでしょうか。

○米田総務課長

文書事務全般に関しての所管ということでありますと、基本、それぞれの所属あるいは部や課に、それを担当する主任というものを設けておりますが、大もとのところが総務課ということでは、ご指摘のとおりでございます。

あと、確かに公文書管理法の第34条の中に、今お話しいただいた、保有する文書の適正な管理に關しまして必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないということがございまして、国の法律ではありますが、自治体もこの趣旨にのっとりということとは十分把握しております。その中で、先ほど来申し述べている文書事務の改善だったり、一定のIT化というものについても考えながら、進めていくものでございます。

○中塚委員

今回の陳情の中身で指摘されていることは、公文書の十分な整理や保存、そしてその区民への提供が、しっかりとされる体制をつくっていかなければならない1つの事例なのかなと思います。

最後に、先ほどそれぞれの課に、内部的な用語はわからないですけれども、文書係というのか、文書担当者というのか、よく名前はわからないですけれども、そういう人の配置がそれぞれの課にされているということですが、公文書の重みというのを、公文書管理法の制定の流れの中で、どこまで徹底されているのかというのが大事なテーマではないのかなと思うのです。

公文書管理法の目的には、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用できるものと公文書を定め、現在および将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすると、民主主義の根幹として位置づけているのです。この高い志の中で文書管理を行っていく、そうした意識をそれぞれの課に根付かせていく責任が、総務課には求められていると思うのです。今回を機に、改めて公文書管理法に基づく職員への研修や、新たな文書管理について、ぜひ徹底していただきたいと思います。

先ほど、ほかの自治体も見ながらいろいろ進めていきたいと、ご答弁がありましたけれども、具体的に研修やシステムの構築など、何を進めていくのか、伺いたいと思います。

○米田総務課長

今ご指摘をいただいている個別の案件については、それはご指摘と受けとめ、一定程度、区の中では適切な文書の整理・保存というのが体系的にできているものと考えてございます。

ただ、万全はございませんので、その辺のところは、毎年度行っております研修、役職者向け、新任者向け、それから必要に応じて適宜、文書事務を学びたい者向けの研修であったりということを実施して、ご質問にありました公文書等の管理に関する法律の冒頭等に述べられているのは、国が書いている文言ですので、それをそのまま横引きするわけにはいきませんが、区としての責務、文書事務に関する責務のあり方、文書の取り扱い方、職員としての責務というようなものについては、そういう研修だったり事務の手引等で伝えているつもりでございまして、この辺については今後も深めていきたいと考えております。

○中塚委員

今の説明ですと、体系的にできているというお話でしたけれども、今回の件といい、また私が議員活動をするに当たって、さまざまな区の統計的なものなどがどこに何があるとか、いろいろ調べるに当たって、必要な資料の整理がなされていなかったり、そういう統計のとり方をしていなかったり、もちろん、指摘を受けて対応していただいておりますけれども、こうしたものも1つの資料としてまとまっていないのだと思うことが、これまでありました。具体的には言いませんけれども、そういう意味では、今、体系的にできているとは言い難いと指摘をさせていただきたいと思います。ぜひ改善をしていただきたいと要望したいと思います。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今、一連のお話を聞きましたが、公文書の情報管理、情報公開、それから情報開示ということもありますけれども、先ほどもお話に出ましたが、特定個人の識別、公共の安全・秩序維持に支障を及ぼす情報、審議中で意思決定の中立性を害するような問題があれば、なかなかそれを、これは開示していい、これは開示してはいけないと、誰が判断するのかということ、私は大変なことかなと思います。ですから、今、一步一步徐々に公文書管理、情報開示を進めていると思いますが、私は徐々に、慎重にやっていただきたいと思います。

それから、逆に出して不正確なものだったり、なかなか共有できにくい文言で書いてあったりすると、かえって大きな問題が生じるのではないかなと思います。また、品川区には今、公文書管理課というのは特段あるわけではないし、アメリカの事例を聞きましたら、政府において3,000人規模で情報の管理担当者を配置していると。日本の政府はまだ150人程度しか配置されていないという状況を見ると、もし品川区で、より正確な情報をきちんとITによって管理するとすれば、そこに相当の人員と予算を投入していかなければならない。それに対して、区民の理解がそれで得られるのかなということを考えなければいけないし、私は慎重に進めていっていただきたいと思います。

まだまだ日本の公文書管理というのは歴史が浅い、まさに後進国ということもあるので、これだけ情報が出ている。毎回会議をやって、その記録を保管・管理する。それが合っているのか、正確なのかどうなのか、管理する。これを公文書として残しているのかどうなのか、誰が今度は判断するのかということを見ると、今回の陳情の趣旨は、まだまだ無理があるのではないかと思います。これからまさにこういう方向で持っていかなければいけないとは思いますが、慌てないでゆっくりやっていただきたいとは思っています。まだこの陳情の趣旨というのは、時期尚早のような気がいたします。意見だけ言わせていただきます。

○伊藤委員長

ほかにはございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年陳情第15号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

結論を出すということで、今回の陳情の趣旨からいいますと、区民との情報共有が推進されますよといったことだったので、区としてもオープンデータ化などをしていますし、現在これで私は十分だと思っています。これから先はIT化を加速というか、調査研究をしていただいて、前向きに検討していただきたいということで、不採択をお願いいたします。

○新妻副委員長

本日結論を出すをお願いいたします。

みなさんのやりとりを伺わせていただいて、現状と、また今後の対応ということも確認をさせていただきました。今回の方は、自分が要望したことに対して、ちょっと違った文書が出てきたということとか、少し期間がかかっているということとか、そういうこともおっしゃっておられますが、そのことはそのことで、また受けとめていただいて、今後また区民の方が情報公開される文書を求められた場合には、意思の疎通をしっかりと図っていただきながら、正確な文書を出していただきたいということ、それから開示期間もまたご検討いただきたいということをお願いしたいと思っております。

ただ、今回の趣旨に関しては、少し違うのかなとも思いますので、今回の陳情に対しては、不採択でお願いいたします。

○中塚委員

本日結論を出すということと、私は採択でお願いしたいと思っております。

理由は、今回のやりとりでも、区の公文書管理はとても不十分だと思います。陳情趣旨にも書かれて

おりますけれども、公文書の管理について、公文書のリストを公開することで区民は容易に必要な文書を探せ、正確な公文書の開示を受けることができます。このことは、区政の発展のためにも、またためにも、とても大事な指摘だと思いますので、採択でお願いしたいと思います。

○いながわ委員

本日結論を出す。結論からいくと、不採択でお願いしたいのですが、ずっと話を聞いていて、私の主観になってしまうかもしれないですけれども、公文書管理はおそらく総務課で、ファイリングシステム、文章管理システムをやられていると。この陳情をずっと見ていると、一部ではヒューマンエラーではないですけれども、出し方を間違えた。だから、管理はされながらも、その出し方となってくると、管理はされていても、窓口の方の出し方によって違ってきてしまうという部分があるのかなということにも読み取れてしまったので、逆に、管理は今後、粛々とやっていくべきではあるかと思います。一方では、こういう1つのご指摘ということで受けとめるのであれば、今後こういうことがないように、窓口での説明や公文書の出し方についてのスキルアップといいますか、そういうことをしっかりやるべきではないかなというのがあります。

しかしながら、IT化をすとかそういうのは、先ほどもありましたけれども、時期尚早ということで、不採択にさせていただきたいと思います。

○須貝委員

先ほど申し上げましたが、区としては今、できる限りの公文書管理と情報管理と開示をしていて、窓口でもきちんと説明をされているということで、私はこの陳情に関しては、全体として、区が今やっている以上、これは合わないのではないかなと思います。ですが、先ほども申し上げましたけれども、大変だと思いますが、何かいい方策、対応、施策を考えていただいて、区も少しずつ、こういうご意見に対して少しでも近づけるように、私はやっていただきたいと思います。

今回に関しては、本日結論を出すということと、私はこの件に関して、今回の陳情には不採択ということをお願いします。

○吉田委員

本日結論を出すということでお願いします。採択を主張いたします。

先ほども質問させていただきましたけれども、一言。確かにIT化だけではなくて、窓口対応の問題というのが、この件に関しては大分あるなと思います。それはIT化で全部解決できるかということ、私にもよくわかりませんが、少なくとも、誰が取り出しても同じ文書が出てくる。それから、公文書の定義を見ますと、取得したのも公文書とする。そうすると、団体に調査して得るものの基準が違うものを取得してしまうということ自体が、本当にそれは所管の意識の問題ですが、それについてもIT化が全てではないと思いますが、少なくともIT化はその業務をやりやすくする1つの手段であると考えますと、私は採択をすべきと主張させていただきます。

○松澤委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いします。

○伊藤委員長

それぞれありがとうございます。

陳情第15号は、今日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどの質疑で、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本件につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、平成30年陳情第15号を採決いたします。本件は挙手により採決を行います。
本件を採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

2 報告事項

(1) 専決処分 of 報告について (報告第18号)

○伊藤委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

まず、(1)専決処分 of 報告について (報告第18号) を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○小林施設整備課長

私から報告第18号につきましてご説明させていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成30年5月10日損害賠償額の決定につきまして専決処分をいたしましたものを、同条第2項に基づきましてご報告させていただくものでございます。

本件は、自動二輪車運行中に起きた自転車との接触事故でございます。

事故の概要でございますが、平成29年11月27日月曜日午後1時20分ごろ、施設整備課の職員が工事現場に向かうため、自動二輪車にてゼームス坂を走行中、安全確認を怠り、道路反対側に駐車中のトラック後方より横断しようとしていました自転車を発見いたしました。職員は接触を避けようとしたところ、転倒し、その後、自転車と接触したものでございます。自転車は接触後、転倒し、その際、自転車のかご等が破損したものでございます。

損害賠償額は9,469円で、相手方車両の修理費でございます。

相手方は、記載のとおりでございます。

皆様にご迷惑をおかけいたしまして、本当に申しわけございませんでした。本件運転手の職員に、運転の際には安全確認を十分行うよう指導いたしました。また、課全職員にも同様の指導を行ったところでございます。このことによりまして、事故再発防止を行ったところでございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○須貝委員

こういう事故が、こちらの不注意もあるかもしれないですけども、向こう側の不注意もある。ただ、それは、なかなかその場で、どう判断するか難しいと思いますが、今回は区のほうがという話ですが、職員を守るためにも、値段は高くなるのですけれども、アイサイトとか、そういうのを車に装着して、できるだけぶつかりそうになったら減速するとか、区はこれだけ、できるだけのことをやっていますよ、職員の方を守りますよ、万が一区民の方にぶつかったとしても、大事故・大けがに至りませんよというよ

うな対応は、そろそろ考えてもいいのではないかなという気がします。そういうことも今後考えていただければと思います。意見です。

○いながわ委員

資料に自動二輪車と書いてあるのですけれども、品川区役所の施設整備課が所有している自動二輪車、原動機付自転車ではなく、自動二輪車を所有しているのかどうなのか。イメージ的に、区が所有するものというのは、二段階右折を考えたら違反しない限り自動二輪車のほうがいいのかもしいかもしれませんけれども、通常、原付というイメージがあって、現場に行かれるのもすごく大切なことであって、そこは敬意を表すところなのですけれども、区として原動機付自転車ではなくて自動二輪車を所有しているのか、それとも、個人の所有物で、たまたま現場に行くのに自分のバイクを使用したというケースなのかなと考えました。

損害賠償に関しても、区の一般会計からの支出なのか、どこから出ているかわからない。通常であれば保険を使用するわけであって、保険を使用するのであれば、次の掛金は多分、多少上がるのか、それとも企業同士で契約すると、そういうのは全くないのかどうなのかだけを、詳しくではなくていいので、お願いします。

○小林施設整備課長

自動二輪につきましては、おっしゃるとおり自動二輪車でございまして、施設整備課が所有しているものでございます。

あと、全額車両保険にて出捐しているところでございますが、自動二輪車については区施設営繕事務費で処理しております。

○いながわ委員

最後に1点だけ。本日、総務委員会に報告第18号が上がっているのですが、別の課の交通事故の報告があったと思います。最近、専決処分として、こういった事故の報告がすごく見受けられるので、別に施設整備課というよりは、品川区全体で交通事故がないようにお願いしたい。

少なくとも、私は毎日車に乗っています。自転車にも毎日乗っていますが、注意をして、事故を起こさないように、もちろん努力もしていかなければいけないし、横断歩道に人がいれば、絶対停車するし、そういう思いで運転する人間というのはやっていかなければいけないと思うので、これは1つの課がどうこうではなく、品川区、もちろん清掃事務所も含めて、その辺はしっかり指導していくべきではないかなと思いますので、これは要望ですので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 品川区総合庁舎に設置されている免震オイルダンパーについて

○伊藤委員長

次に、(2)品川区総合庁舎に設置されている免震オイルダンパーについてを議題に供します。

理事者よりご説明をお願いいたします。

○立木経理課長

私からは、(2)の品川区総合庁舎に設置されている免震オイルダンパーについてご説明いたします。

まず概要ですけれども、KYB株式会社およびその子会社でありますカヤバシステムマシナリー株式

会社が製造いたしました免震・制振オイルダンパーの一部に、検査データが国土交通大臣認定や顧客との契約の内容に適合しないものがあったものでございます。同社は当該の製品の検査データを、適合する値に改ざんした上で納品したものでございます。平成30年10月16日火曜日に行われました同社ならびに国土交通省の報道発表を受けまして、区でも調査をしたところ、改ざんの疑いがある製品を設置していたため、同社に問い合わせを続けたところ、1基がデータ改ざん品であることが判明したものでございます。

免震オイルダンパーとは、免震ゴムや転がり支承といわれる可動部品の上に乗っている建物と地面との間を、水平につなぐものでございます。建物の重さを支えるものではなく、地震の揺れを建物に伝えにくくし、主に揺れ続ける建物をとめる役割を持つものでございます。

次に、区における設置状況の詳細でございますが、平成20年7月から平成23年6月に実施した本庁舎・議会棟の免震工事におきまして、同社製の免震オイルダンパーを4基設置いたしました。恐れ入りますが、資料-1をご覧くださいませでしょうか。これは庁舎を横から見たものでございます。青い線で囲まれている部分、本庁舎と議会棟を一体的に免震構造とする工事を行いました。具体的には、地面と建物の間に空間をつくり、免震装置を設置したものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、資料-2をご覧ください。こちらは免震装置が設置されている地下の部分の平面図でございます。赤く丸印をつけたところに免震オイルダンパーが設置されています。参考に、それぞれのダンパーの写真を載せております。入り口から一番近くにあるのが赤い丸の一番下側、記号でOD-1と記載しているものでございます。本日はこちらをご覧くださいませ予定です。

平面図で正方形の中に丸が入っているものが免震ゴムでございます。長方形が2つ十字になって黒く塗られているものが、転がり支承と呼ばれる可動装置でございます。この2つの部品で揺れを生み出し、ダンパーで揺れをとめているという仕組みになっております。

恐れ入りますが、1枚目にお戻りください。本庁舎で設置している免震オイルダンパーは4基のみでございます。全て同社製の同一形式の製品でございます。今回、この4基のうち1基にデータ改ざんがございました。

なお、区有施設で免震構造は本庁舎・議会棟のみで、同社の免震オイルダンパーが使用されているのも本庁舎・議会棟のみでございます。制振構造の区有施設はファミリーユ西五反田東館の高層住宅がございませますが、こちらで使用している制振オイルダンパーは、同社ならびに、その後発覚いたしました川金コアテック製のものではございませないので、ご安心ください。

今後の対応でございますが、カヤバシステムマシナリー株式会社より、対応窓口の設置および説明の対応を行う旨の連絡はございましたが、いまだ詳細な説明は残念ながら受けておりませません。また、製造番号を同社に照会いたしまして、製品の特定をお願いしておりますが、そちらについてもいまだ回答をいただけていない状況でございます。

一方、免震工事を施工いたしました設計会社、建設会社とは連絡をとり合っておりまして、今後の対応について情報共有等を進めているところでございます。国土交通省からは、震度6強から7程度の地震で、直ちに建物が倒壊するおそれはないと見解が示されておりますが、設計どおりの性能を発揮できるのか、設計会社および施工会社とともに安全性の検証等を進め、ご利用の皆様のお安心安全を確保してまいります。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります前に、実際に本庁舎地下に設置されております免震オイルダンパーを見学したいと思いますので、委員および同行理事者は、本庁舎1階駐車場までご移動をお願いいたします。

なお、このオイルダンパー設置場所に向かう経路は、天井が低く、階段も急なので、見学に当たり、けががないように十分注意していただくようお願いいたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時35分休憩

[本庁舎設置免震オイルダンパー見学]

○午前11時53分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

品川区総合庁舎に設置されている免震オイルダンパーについての質疑に入ります。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

今後の対応は、安全性の検証等を進め、安心安全を確保していくと書いてあるのですが、安心安全を確保するのは当然だと思うのです。そういう思いの中でこの装置を設置しているわけですから。

そうではなくて、ここまでいろいろとマスコミも騒ぎ、ほかの23区の区役所でもそういうものがあるとか、該当するとかしないとか報道されている。本区においては4本のうちの1本が該当していますということは、もはや安全性を今後担保していくとかという議論ではなく、それはそれでしっかりやりつつも、品川区の行政として、しっかりとした措置を講じたほうがいいのではないのかなど。

先ほどご説明の中で、1本100万円ぐらいという話だったので、そんなに高い商品ではないですが、高い安いに関係なく、損害賠償ではないですが、区民からも、「あれ、どうなの」という話をよく聞きますので、国土交通省は直ちに倒壊するおそれはないと、揺れを吸収するものなので、それがどうこうで倒壊はしないと思うのですが、もちろん商品をかえるという選択肢もあろうかと思えますし、その辺をどう考えるのかと。

あと、私は詳しいことはわからないですが、構造上の改ざんとかになってくると、それはその商品をつくる段階云々というよりは、むしろ工期の問題や予算の問題などが、多少かかわってくるのではないかという話を、ちらっと聞いたのです。実際、工期に間に合わせるために、本来しっかりやらなければいけないことを、間に合わないから、これでいいのではないかというケースなどいろいろあると思うのです。

なぜこういうことが実際に起きたかというのは、今、問い合わせしているのですが、本当に行政を欺いて商品を納品してきたわけですから、許されないことではないのかなと思うのです。その辺の品川区の、KYB株式会社に対する憤りを聞かせてください。

○立木経理課長

今回、設計会社の計算上、もともと狙った性能のものと違うものが入ってきたということですが、非常に私どもとしては残念でならないというところがございます。全容が明らかになったところで、行政としての、例えば業者の指名停止であるとかという行政処分などの何らかの対応というのは、行政として検討していくべきだろうと考えております。

今後の対応としては、一応、データ改ざんがあった製品につきましては、全数交換という方針が同社から出ております。私どもも、当初狙った性能が発揮できるかというのは、精密な構造計算をやり直さ

なければならぬところではありますけれども、私どもとしましては、当初の契約どおりのものがおさめられていないということで、しっかり交換等を求めていきたいと考えております。

○いながわ委員

本当は多分、私だけではなくて、ここにいる委員全ての方が、改ざんというのがどういう意味合いの改ざんなのか、例えば柱が10本必要だったところを8本にしてしまったという改ざんなのか、それとも、10本必要なところを10本柱を立てるのだけれども、1本1本の柱のコンクリの密度とか、鉄骨だったら鉄骨のランクがあると思うのですけれども、それを1個下げてしまった改ざんなのかというのが、非常に気になるので、わかりやすく説明していただきたいのです。

例えば今のダンパーで、本来10発揮しなければいけないのを、8しか発揮できないという改ざんがあったと。そうすると、今度は地面と庁舎をつないでいるアンカーがあるわけではないですか。アンカーが今度、10耐えられる通常の品物を入れたときに、こっち側のアンカーというのは、それに耐え得るアンカーなのか。一方は地面につながっているといつて、その地面も実を言うと掘っていない。本当は10m掘らなければいけないところを、8mしか柱が地中に埋まっていないのか。

その辺がダンパーだけではなくて、全部がかかわってきてしまって、柱もオーケー、地中の深さもオーケー、その他もオーケーで、アンカーも全然それに耐え得るというのであれば、KYB社製のダンパーの改ざんは、「カヤバ、ふざけるな」という話に、感情的になって申しわけないですが、そういう話になるかもしれないですけれども、ほかがそれに耐え得る設計がされているのであれば、役所も知っていたのかなという話にもなってきてしまう部分があるのかなと。

それは、もしかしたら区民の方が、実を言うとそんな改ざんが、1つの会社ができるものなのかと。相談とかがあつて、実はこうなのだけれども、という話もあったのではないですかということも地域から聞くので、そういうのを払拭するためのことをやっていただければと思います。

○立木経理課長

今回の事件に関しましては、完全に製造工程で、最終的に納品するまでの間に、製品出荷前に製品のばらつきを検査する工程で、認められている範囲のデータの誤差を超えてしまったものがあつて、本来はそれを再調整した上でおさめなければならぬところを、数値上のデータの変更だけで出荷してしまったという、完全に製品そのものに対してのデータ改ざんでございます。なので、工事の中で何らかの不正があつたかということでは全くございません。あくまでも製品を製造して検査・出荷するまでの段階の中で、不正が行われたというものでございます。

ですので、その部分は部品をかえることによって、当初の性能が確保できるものと考えておりますので、メーカーにはそういったところをしっかりと対応するよふにということ、私どもも求めていくという考え方でございます。

○いながわ委員

それは1つ安心したところなのですが、先ほど言ったように、免震オイルダンパーを取りかえるというのは、新しいのをつければいいのですけれども、両側のアンカーの部分というのは、それに耐えられるのですか。要するに、どういふ改ざんかというのはわからないので、揺れても吸収し切れないのではないかというおそれがあるわけ。ということは、揺れを吸収できるようにするということは、それだけ免震オイルダンパーには負荷がかかるわけ。免震オイルダンパーに負荷がかかるということは、アンカーの部分4カ所にとまっていたけれども、そこにも当然負荷がかかるわけではないですか。そつちは全然かえなくて大丈夫ということではないのですか。

○立木経理課長

もともと私どもの設計会社で当初見込んでいた性能の品物が入ることによって、当然そこは担保されるものですが、現状ついているデータ改ざんされたものが、KYB株式会社からの発表によりますと、大臣認定の誤差の中には入っているけれども、品川区が発注した数値の誤差は超えている状況のものと、報道の資料から推察するとなっています。

誤差が大きいものがついた場合は、例えば建物が揺れたときのおさまりが、当初のものよりもおさまるまでに長く時間がかかってしまうとか、揺れたときの揺れ幅が少し大きくなって、例えば擁壁に当たってしまうとか、そういったおそれがあるということは、報道の中でも触れられているところなので、それがどれだけの誤差で、どれだけのデータ改ざんをしているのかというのは、まだ正確な数字が出てきていないという中で、設計会社とも連絡をとり合っておりまして、どれくらいデータに乖離が、誤差が出ているのかというのを含めて、再度構造計算をしないとイケないという状況にはなっていると思います。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○中塚委員

今回のデータ改ざんの不正についてですけれども、先ほど課長は、残念でならないとおっしゃっていたのですが、そういう問題なのかと思うのです。区は、発注どおりにそれがつくられていないというのは重大な問題だし、しかも庁舎というのは、日常的には区民の生活を支え、災害時には防災の拠点となる、その庁舎に設置した免震オイルダンパーのデータが不正に改ざんされた。これに対しては、もっと強い態度で対応していく必要があるだろうし、私は看過できない抗議すべき事案だと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○立木経理課長

先ほど私も、残念という表現を使ったのですが、こういったことが起きてしまったこと自体を大変残念に思っているということの意味でございまして、今、委員がおっしゃられましたとおり、不特定多数の来庁者の方がいらっしゃる建物でございまして、その部分は今後、業者に対応をきちんと求めていくという姿勢は変わっておりませんので、そういった姿勢で臨んでいく所存でございまして。

○中塚委員

率直に言って看過できない事態だと、品川区として抗議する。そういうことをしっかりと態度表明すべき事案だと思うのです。本会議の質問に対する答弁の中で、遺憾と言ったのか、よく覚えていないのですが、残念だとかそういう思いではなくて、許されないという態度表明が必要ではないかと思うのですが、改めていかがでしょうか。

○立木経理課長

委員おっしゃられるとおり、本当に許されることではないと考えておりますので、抗議の部分に関しましては、また内部で検討させていただきたいと思います。

○須貝委員

今回の件ですが、今、中塚委員からもありましたけれども、本当に遺憾というか、怒りを禁じ得ない問題だと思います。

3つがよくて、1つが悪いと。工業界でいえば、4分の1、25%の確率で不良品が出た。これが全国に出ていると。そのことが普通、工業界では信頼できない数字なのです。特定もできないとなれば、

なおさらです。では、どのようにあなた方は管理して出荷していたのかという話になるし、KYB社の製品に関して信頼性のある発言は、私はないと思うし、逆に今、課長が、区が発注した性能からすると、ちょっと外れるのだというお話だったのですけれども、では、一体それは何割くらい、その性能が担保されているのかと。残り9割は大丈夫ですとか、1割は性能上落ちますとかというならいいのですが、それも実際、本当にそうなのかというのが、信頼できなくなっている。

物づくりを行う会社として、こういうことはあってはいけないし、仮にこれだけ全国で不良品が出ているということは、ほぼ全数がだめなのかなと私は感じてしまう。というのが、一般の物づくりの世界だと思います。どうしてこんなものをつくってしまったのかとなれば、基本設計にそもそも何か問題があったのではないかと。最初、計算したときに、できますよと。オイルでシリンダーが動くわけですから、できないならできないと言うだろうし、できると言っただけでつくった以上、私はますます信じられないのかなと思います。

先ほど中塚委員からもありましたけれども、こういう状況なら、実際に今、新聞報道では、交換するのに何カ月かかるかわからない。極論を言えば、1年、2年、3年かかるかもしれないというのを、手をこまねいて待っているのではなくて、他のものにかえられないか。日本でもこれは、川金とKYBで国内シェアの約半数を占めているので、両者以外にも、日本の国内でつくっている会社があるかと思うのですが、そこで交換できるなら交換して、その全額はKYBに持っていただくとか、私は対応すべきではないのかなと思います。

先ほど、設置場所を見ましたけれども、あの場所で修理できるのですかというのが逆に疑問で、もっと広いスペースがあって、これを全部交換するというなら、それを運び入れる場所も必要だし、逆に修繕するなら、一旦オイルを全部抜いて、中のシリンダーを全部外してやるのかもしれない。でも、それも場所的に考えれば、私は難しいのではないかなと思うのですが、その点に関しては、どう思われますか。

○小林施設整備課長

施工の関係の話なもので、施設整備課で答弁させていただきます。

現在、4基あるうちの1基が疑わしいということなのですが、基本的には4基全部の確認を今後経理課と一緒にやっていくものでございます。施工につきましても、現在施工者がいますので、元請業者を通じて、KYBに対して、4基中のデータ改ざんがされたのかについて、そちらのほうからも手を打っております。

施工につきましても、まだ4カ所のうち、本当に1カ所なのか、その1カ所がどこなのか、それによって施工方法が変わってくると思うのです。先ほど見ていただいた一番手前のところだったとすると、駐車場の壁を一回壊して、そこから搬入して取りかえるという方法もあれば、駐車場のマシンハッチという床を壊して外して、そこから入れるべきなのかとか、位置によっても全然違いますので、今後その改ざんがあったというところがどこなのか、それによって元請業者と打ち合わせをして、早期に取りかえを行いたいと考えております。

○須貝委員

施設整備課においても、品川区全体においても、まさか寝耳に水で、こんなことは考えられない状況です。まして病院とか公共施設という多くの方が利用する、また先ほどもありました防災拠点となる、本当にそれだけ多くの区民の方が心配されていると思いますので、できるだけ早期にいい方向に向かうように努力していただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○高橋（伸）委員

現場を見させていただいて、この資料－1の断面図を見ると、ちょうど4のところと5のところオイルダンパーが2基、今回見たのは手前の1基だと思うのですが、ここは本庁舎と議会棟をつないでいる渡り廊下のところの下だと思えます。今までほかの委員の方からもさまざまな意見がありましたけれども、これは本庁舎と議会棟にまたがっているところなので、新設の杭を含めた再調査は、先ほど課長がおっしゃっていましたが、まずこれを調査させていただいて、免震オイルダンパーについては、全部点検するということなのですが、全国で1,000件あって、製品が1万個ある中で、KYBが交換するのにあと2年あるいは3年かかるというのがあると思うのですが、地下に設置している免震用のオイルダンパーの交換というのは、壁面の中にあるよりは、比較的簡単という言い方は適切ではないかもしれませんが、簡単らしいので、早急に施工会社と設計会社と協議しながらやっていただきたいということがあります。

まだ回答は出ていないと思うのですが、改めてもう一回、今後の予定等を知らせていただきたいと思えます。

○立木経理課長

既に設計会社、施工会社とも打ち合わせを始めております。そういった中で、できるだけ早期に交換の方向でいけるように調整を進めてまいりたいと思えます。

○吉田委員

今まで皆さんのご質問を伺っていて、なるほどと思うところは、契約関係でいうと、区は直接ではないから、直接の損害賠償が難しいということなのですか。契約関係でいうと、どういうふうになっているのか。あくまで品川区としては、元請の方たちとの契約なので、その中で要求していくということになるのでしょうか。その辺の契約関係がどうなっているのか、教えてください。

○立木経理課長

こちらの工事に関しましては、区の起工書をもとに、その工事を行ってもらおうということで、その中で使う製品というものも決まっております。ただし、それをKYB社から納品を受けて設置するのは、確かに施工会社の工事になっておりますので、そういった面でもう一度整理をさせていただきまして、どういった形で進めていけるのか、4社での話になると思えますので、その辺は私どもの意見をしっかり伝えるということで、やっていきたいと思っております。

○吉田委員

そういうことかと思えますが、一応、区がもともと発注したものと違う性能のものが入ってきたということは、もともとの性能を満たすものを品川区として施工業者に求めていたわけですね。それに見合う製品として判断したから、施工業者がこれを選んだという関係になると思うのです。そうしたら、品川区として直接に契約上責めるとしたら、施工業者の方たちに言うしか、契約関係でいうとそうになってしまうのかなと思えますけれども、その辺をもうちょっと厳しく、例えばその後の安全性の検証というのは、どこがやっていくのかなと。

まさかとは思いますが、もともと改ざんしたデータを出したところが、次はきちんと安全性のデータを得ましたからというわけではないですねと思えながら、施工業者ときちんとやりとりをしていくしかないとしたら、そこに対して品川区は、もっと態度を厳しく、本当は直接言ってほしいという

のがありますけれども、契約関係でいうと、そういう関係になってしまうのかなと思います。

その辺のことも含めて、それから安全性の検証等というのは、どこに対して、どういうふうに行っていることを求めているのか、あわせて教えてください。

○小林施設整備課長

現在、この4本のダンパーにつきましては、経理課からKYB社に対して確認中でございます。そちらがどうだったのかというのが現在まだわかっていないものですから、そちらがわかり次第、設計事務所、これは管理を頼んだところ。それと元請業者、これが品川区が発注した契約相手。そちらと相談をしながら検証して行って、その際、取りかえる必要性が出てくれば、どういうふうに行うのか、それは早期にわかり次第、検討に入りたいと思います。

○吉田委員

今、実務的には相談という形になるのだと思いますけれども、事業を行う上で、契約というのはすごく大事なことです。要は、契約で求めたとおりの性能が確保されていなかったということに対しては、契約違反という形で厳しく追及していただきたい。その追及については、契約を交わしたのが、管理をお願いした設計会社と施工会社であれば、そこを通して厳しく安全性の検証も、客観性を担保するため、まるきり違う第三者によって確認した上で、厳しく追及していただきたいなと思います。これについては要望です。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○伊藤委員長

最後に、予定表3、その他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問であります。今定例会の一般質問中、総務委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目、それに関する質問内容を、この場でお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただきます形でいきたいと思っております。

では、ご発言をお願いいたします。

○吉田委員

項目の正式名称を忘れてしまったのですが、藤原議員が質問なさった、さきほどの陳情にもかかわることで、公文書についてです。メモとか音声とかと公文書の境目、線引きという言葉が使われました。線引きはどこにあるのかということは、先ほどの公文書の管理の問題にも大きくかかわるところだと思います。

ご答弁がなかったように認識しているのですが、その辺について改めて伺いたいと思っております。

○伊藤委員長

質問の内容としては、メモなどと公文書の区別ということですか。

○吉田委員

そうです。

○伊藤委員長

それでは、改めて吉田委員から、一般質問のメモなどと公文書の区別という項目について、明日の委員会で、理事者の答弁をよろしく願いいたします。

ほかにはないですか。

ほかにはいらっしゃいませんので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時の開会でございます。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後 0時22分閉会